

## 公募型プロポーザルによる事業者選定実施公告

下記業務の実施にあたり、公募型プロポーザル方式により事業者を選定するため、下記のとおり公告する。

令和5年8月 18 日

岩沼市長 佐藤 淳



### 記

#### 1 プロポーザルに付する事項

- (1) 業務名 令和5～令和8年度岩沼市立玉浦小学校外3校給食調理等委託業務  
(2) 業務目的 岩沼市立小中学校の給食調理について、円滑かつ安定的に運営することで市民サービスの向上を図ることを目的とする。

#### (3) 履行場所

学校名	所在地
玉浦小学校	岩沼市早股字小林 396 番地の 1
岩沼南小学校	岩沼市桑原四丁目 4 番 1 号
岩沼中学校	岩沼市桑原四丁目 8 番 1 号
玉浦中学校	岩沼市恵み野二丁目 4 番地の 1

#### (4) 業務内容

- ① 調理
- ② 検食の準備
- ③ 配食及び運搬等
- ④ 調理器具及び食器具類等の洗浄、消毒及び保管等
- ⑤ 施設、設備の保守管理、清掃及び日常点検
- ⑥ 残菜及び厨芥の処理
- ⑦ 食材の検収及び保管等
- ⑧ 保存食の対応
- ⑨ イベント食・自校炊飯

上記業務詳細は、「令和5～令和8年度岩沼市立玉浦小学校外3校給食調理等委託業務仕様書」による。

#### (5) 委託期間

令和6年1月1日～令和8年12月31日までの36月  
契約締結の翌日から令和5年12月31日までは業務準備期間とする。

## 2 参加申込に必要な資格に関する事項

本プロポーザルに参加しようとする事業者は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 令和5・6年度岩沼市競争入札参加資格者名簿(物品製造・役務の提供等(施設管理又はサービス業))に登録があること。
- (2) 法人格を有すること。
- (3) 過去3年以内に、複数の小学校又は中学校を対象として学校給食調理業務を運営した実績があること。
- (4) 過去3年以内に、一日あたり合計 2,000 食以上の学校給食を提供した実績があること。
- (5) 過去3年以内に、学校給食調理業務において食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)の営業停止処分を受けていないこと。
- (6) 学校給食調理等業務において、他の自治体から業務停止命令を受け、その日から 5 年を経過していない者でないこと。
- (7) 学校給食関係法令等を熟知し、学校給食の趣旨を十分に理解するとともに、衛生管理基準等の衛生管理について十分に対応できること。
- (8) アレルギー対応給食の提供について、万全の体制をとり、事故なく確実に行うことができること。
- (9) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第1項の規定に該当しないこと。
- (10) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 2 項に基づく市の入札参加制限を受けていないこと。
- (11) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく会社更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (12) 次の①～⑤のいずれにも該当しない者であること。
  - ① 役員等(非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)と認められる者
  - ② 暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められる者
  - ③ 役員等が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
  - ④ 役員等が暴力団、暴力団員又は暴力団員が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
  - ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (13) 国税及び地方税を滞納していないこと。

### 3 選定日程

内 容	日 程
公募開始 (市ホームページに実施要領を掲載)	令和5年8月 18 日(金)
参加者募集期間	令和5年8月 18 日(金) ～令和5年9月 21 日(木)
調理場見学会 ※8月 31 日(木)午後 5 時まで事前申込	令和5年9月4日(月) 午後2時 30 分から午後4時 45 分の間 で、岩沼市教育委員会が指定する時間
質問受付期限	令和5年9月7日(木) 午後3時
質問回答期限	令和5年9月 14 日(木) 午後5時
参加申込書提出期限	令和5年9月 21 日(木) 午後3時
提案書提出期限	令和5年9月 21 日(木) 午後3時
事業者選定審査会	令和5年 10 月3日(火) 午後
選定結果通知	令和5年 10 月6日(金)

※ 本プロポーザルに関する事前説明会は実施しない。

### 4 受託候補者の選定について

#### (1) 審査方法

本市が設置する「令和5～令和8年度岩沼市立玉浦小学校外3校給食調理等委託業務業者選定審査会(以下「審査会」という。)」において、提案書審査、プレゼンテーション審査及びヒアリングを実施し、受託候補者を選定する。

#### (2) 受託候補者の決定

市は、審査会の審査結果を踏まえ、受託候補者を決定する。なお、選定結果は、参加者全員に対して通知するとともに、岩沼市ホームページに掲載する。

### 5 契約の締結

受託候補者は、本契約について優先交渉を行なう。なお、選定後から委託契約の締結までの間に、市との協議を経て、業務内容に基づく見積りを徴収し、市の定める金額を上限として契約を締結するものとする。

なお、受託候補者と契約締結に至らない場合には、次点提案者と契約交渉を行うものとする。

### 6 その他

本プロポーザルに関する詳細は、「令和5～令和8年度岩沼市立玉浦小学校外3校給食調理等委託業務公募型プロポーザル実施要領」による。

7 担当窓口

岩沼市教育委員会 学校教育課 教育総務係

〒989-2480 岩沼市桜一丁目 6 番 20 号

電話 0223-23-0728

FAX 0223-24-0897

メール [gakkou@city.iwanuma.miyagi.jp](mailto:gakkou@city.iwanuma.miyagi.jp)